

〔別紙 2〕 『懲罰基準の運用に関する細則』

第1条 〔6試合または6ヶ月以上の懲罰を科す場合の運用について〕

- (1) 「6試合未満の出場停止処分」については競技および競技会における懲罰基準（以下、「懲罰基準」という）に基づき都道府県サッカー協会または地域サッカー協会で決定する。ただし、その処分を消化するために、6ヶ月以上の期間が必要と想定される場合は、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会は日本サッカー協会と事前に協議した上、懲罰を決定する。
- (2) 「6ヶ月未満の出場停止処分であっても6試合以上の出場停止処分」となる場合（□）には、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会は、日本サッカー協会と事前に協議した上、懲罰を決定する。
- (3) 「6ヶ月以上の出場停止処分」、「罰金」、「没収」、「6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任」、「6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止」、「下位ディビジョンへの降格」または「除名」（基本規程207条第3項各号参照）については、都道府県サッカー協会または地域サッカー協会には決定権はないものとし、懲罰案を日本サッカー協会に連絡した上で、日本サッカー協会が決定するものとする。
- (4) 懲罰基準には示されていない場合、複数の懲罰基準の項目を適用する場合等には、日本サッカー協会に意見を求める。

処分の決定権者

	6試合未満の処分	6試合以上の処分
6ヶ月未満の処分	都道府県 / 地域 F A	都道府県 / 地域 FA (□)
6ヶ月以上の処分	J F A	J F A

第2条 〔警告の累積による出場停止試合数〕

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
- (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
- (3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止処分を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
3. 前2項の出場停止処分は、同一競技会のみにも適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の、それぞれ出場資格停止となる。

第3条 【出場停止処分の適用範囲】

1. 選手、監督、コーチ、役員、職員その他の関係者（以下、「選手等」という）が出場停止処分を受けた場合、フィールドのほか、ベンチ、ロッカールーム等の区域（ADカード等の入場証が使用される競技会の場合、そのカード等によって立ち入りが制限される区域）に立ち入ることはできないものとする。
2. 出場停止処分を受けた選手等は、観客席で試合を観戦することができるが、携帯電話等の機器を使用する等の一切の方法により他の選手等への指示、助言等を行うことはできないものとする。

第4条 【出場停止処分の消化対象試合について】

出場停止処分を受けた選手等は、出場停止処分を受けたチームが出場する直近の、日本サッカー協会、地域サッカー協会または都道府県サッカー協会が主催する競技会の試合において、その処分を消化するものとする。

ただし、処分が複数の試合にまたがる場合は、順次その次の試合において消化する。

第5条【複数のチームで競技会に出場する場合の出場停止処分の消化】

選手等が、出場停止処分を受けたチームで、その処分を消化し切れないうまま、処分を受けたチーム以外のチームにおいて試合に出場しようとする場合には、未消化分の試合数については引き続き出場停止の効力が残存するものとする。

ただし、出場停止処分が1試合の場合は、未消化であっても処分の効力は消滅し処分を受けたチーム以外のチームの試合に出場することができる。

処分消化事例一覧

▼：出場停止 ×1：処分消化1試合目 ×2：処分消化2試合目 ○：試合出場

所属(登録)チーム	▼(1試合)		×1	○				
選抜チーム		○						

□選抜チームで処分を受けた場合も同様

所属(登録)チーム	▼(2試合)				×1	×2	○	
選抜チーム		×1	×2	○				

所属(登録)チーム	▼(2試合)	×1			×2	○		
選抜チーム			×2	○				

所属(登録)チーム					○			
選抜チーム	▼(2 試合)	× 1	× 2	○				

J (トップ)	▼(2 試合)			× 1			× 2	○
J (サテライト)		× 1			○			
J (ユース)			× 2			○		

所属(登録)チーム			× 2	○		
選抜チーム	▼(2 試合)	× 1		○		

□処分が未消化となっている選抜チームでの処分 2 試合目は、登録年度内に再び所属（登録）チーム以外のチームで活動する場合には、そこで消化する。ただし、登録年度内に活動がない場合には、未消化が 1 試合の場合は登録年度末で処分は失効する（第 5 条参照）が、処分が 2 試合以上未消化の場合は次登録年度に持ち越す。

第 6 条【試合が中止等となった場合の懲罰の消化】

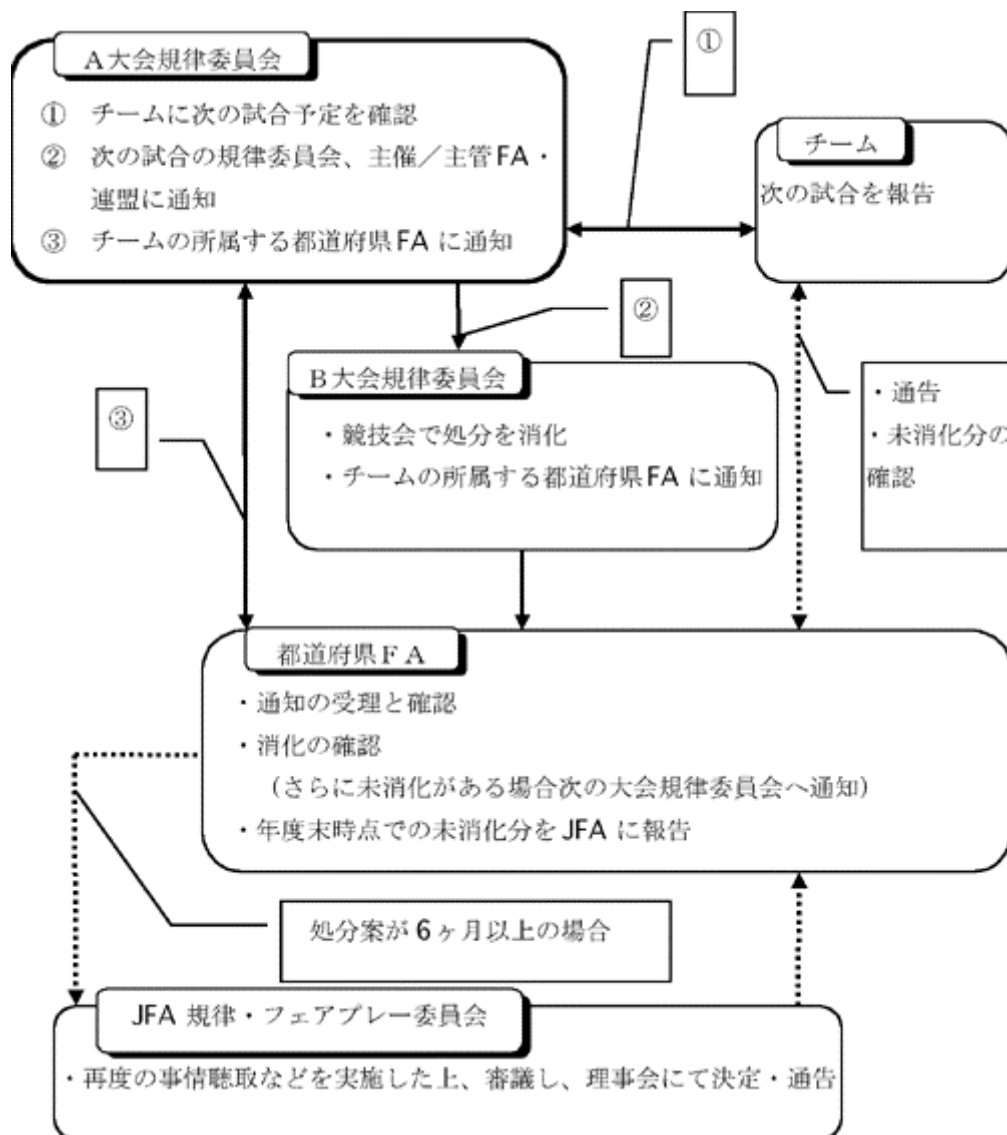
1. 試合がいずれのチームの責にも帰すべからざる事由により開催不能または中止となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分は効力を失わないものとする。
2. 試合が一方または両方のチームの責に帰すべき事由により開催不能、中止、無効試合または没収試合となった場合には、当該試合中に出された警告・退場・退席の処分の効力については次のとおりとする。
 - (1) 再試合を実施する場合には、退場・退席の処分は有効とし、警告の処分は効力を失うものとする。
 - (2) 再試合を実施しない場合および没収試合の場合には、責に帰すべき事由のあるチームが受けた処分のみ有効とし、両方のチームに責に帰すべき事由がある場合には、両方のチームの受けた処分を有効とする。
3. 出場停止処分が試合数をもって科されている場合には、開催不能、中止、無効試合または没収試合となった試合については、出場停止試合に算入する。但し、試合が開催不能、中止、無効試合または没収試合となったことにつき責に帰すべきチームおよび選手等に対しては、出場停止試合に算入しないものとする。

第 7 条【登録年度をまたがる出場停止の消化】

懲罰基準および本細則に基づく処分のうち、出場停止処分の未消化分が登録年度終了時に 2 試合以上におよぶ場合には、次の登録年度に持ち越すものとし、未消化分が 1 試合のものについては当該登録年度終了をもって失効するものとする。

第 8 条【競技会終了時に未消化となった懲罰の管理】

競技会で消化しきれなかった懲罰について、以下の流れに従って実施、管理する。



第9条〔競技規則と懲罰基準の関係〕

競技規則と懲罰基準については、下表に従い、読み替えて運用する。

競技規則と懲罰基準（JFA基本規程 第197条）の対比

[警告]

2004.6.20 訂正

競技規則		懲罰基準	
1	反スポーツ的行為を犯す	1-1(5)	不正な行為
		1-1(6)	反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
		1-1(7)	戦略的な行為（露骨なハンド等を含む）

		1-1(9)	その他スポーツマンらしくない行為 (観客への無礼な仕種等を含む)
2	言葉または行動によって異議を示す	1-1(3)	主審、副審の判定に対する非難、抗議等
		1-1(4)	主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
3	繰り返し競技規則に違反する	1-1(1)	反則行為
4	プレーの再開を遅らせる	1-1(7)	戦略的な行為(時間稼ぎ等)
5	コーナーキック、またはフリーキックでプレーを再開するとき、規定の距離を守らない	1-1(7)	戦略的な行為(時間稼ぎ等)
6	主審の承認を得ずに意図的にフィールドに入る、または復帰する	1-1(8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
7	主審の承認を得ずに意図的にフィールドから離れる	1-1(8)	主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
□	ラフプレー(上記7項目に加え審判報告書の警告理由に加えられている)	1-1(2)	危険な行為

[退場]

2004.6.20 訂正

競技規則	懲罰基準		懲罰
1 著しく不正なプレーを犯す	2-1(1)	著しい反則行為	最低1試合
2 乱暴な行為を犯す	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合
	2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低2試合および罰金
	2-5	主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為	最低4試合および罰金
	2-3	選手等に対する著しい暴行・脅迫(乱闘、喧嘩等を含む)	最低6試合および罰金
	2-6	主審および副審に対する暴行・脅迫	最低12ヶ月および罰金
3 相手競技者あるいはその他の者につば	2-1(3)	乱暴な行為	最低1試合

	を吐きかける	2-2	選手等に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為	最低 2 試合および罰金
		2-3	選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）	最低 6 試合および罰金
		2-6	主審および副審に対する暴行・脅迫	最低 12 ヶ月および罰金
4	競技者が意図的に手でボールを扱って、相手チームの得点、あるいは決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
5	フリーキックあるいはペナルティキックとなる違反で、ゴールに向かっている相手競技者の決定的な得点の機会を阻止する	2-1(1)	著しい反則行為	最低 1 試合
6	攻撃的な、侮辱的な、あるいは下品な発言や身振りをする	2-1(5)	他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱	最低 1 試合
		2-4	主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為	最低 2 試合
7	同じ試合の中で二つ目の警告を受ける	2-1(6)	警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す	最低 1 試合
		2-1(8)	戦略的な行為を繰り返す	最低 1 試合

第 10 条〔改正〕

本細則は平成 12 年 4 月 20 日より施行する。なお、本件に関して以前に発せられた運用基準、通達等はこの細則の施行と同時に失効する。

〔改定〕

平成 13 年 5 月 24 日

平成 16 年 6 月 20 日

(参考資料) 事情聴取での必要な情報

1. 大会名等

・ X県選手権 P地区予選トーナメント第3回戦(出場16チーム) a対f

2. 日時、場所、ピッチコンディション等の条件

・ 1999年M月D日 13:35キックオフ 前半25分頃

・ X県総合競技場、芝生(一部はげ) 前日の雨により滑りやすかった

3. 案件に関わった人の名前、所属等

・ 主審; R(チームr、3級) 副審; S(チームr、4級) T(チームr、3級)

・ A選手(チームa) F選手(チームf)

・ 会場責任者(等の客観的第三者); M(X県P地区社会人連盟事務局)

4. 審判報告書、審判報告書(重要事項)

・ 主審が記入し、署名のあるもの(退場があった場合、審判は審判報告書(重要事項)に詳細に記入して報告しなければならない)

5. 案件の客観的事実とそれを確認した人

・ 詳細かつ客観的な事実(選手役員のとった行動、発言した内容等を、それぞれ具体的に記載し、個別に誰が確認したかも明記する)

・ 案件の背景(事実上の決勝戦、前回の対戦でも小競り合いがあった)

・ 確認した人は客観的に事実を見ることの出来た第三者であることがのぞましい

6. 事情聴取を実施した日付等

・ 事情聴取担当者; N(X県規律フェアプレー委員長) O(同委員) P(同委員、P地区規律フェアプレー委員長)

7. 事情聴取の結果

・ 客観的な事実でない場合(主審Rはそう聞いた、副審Tにはそう見えた)や、それぞれで意見が分かれる場合(副審Sは「タックルされた」が選手Fは「近づきすぎて接触した」)はその発言者名を明記し、個別に記載する

・ 「覚えていない」というような場合では、その旨を明記する

・ 報告書が出来た段階で、意見が記載の通りで間違いが無いかを当事者に直接確認する

8. 処分案

・ 6ヶ月以上の処分を課す方針となった場合には、本委員会に即刻報告し、日本協会理事会が最終決定を行う

・ その際、被処分者には確認がなされるまで暫定的な処分であることを通知する

9. その他の特記事項

・ 情状酌量に値する事項等については、客観的事実を具体的に記載する